

問 1

保険業法等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 下記<資料1><資料2>は、「平成28年度生活保障に関する調査」についての資料である。この調査結果に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料1>死亡保障に対する私的準備状況 (複数回答、単位：%)

	回答者数						準備している	準備していない	わからない
		生命保険	損害保険	預貯金	有価証券	その他			
平成28年	4,056	63.9	12.2	38.4	4.8	0.6	73.5	24.0	2.4
平成25年	4,043	60.6	12.8	34.2	4.3	0.5	70.5	27.3	2.2
平成22年	4,076	61.5	11.7	34.6	4.4	0.4	70.5	26.5	3.0
平成19年	4,059	64.8	14.2	33.9	4.7	0.4	72.4	25.5	2.1
平成16年	4,202	62.7	12.9	30.9	3.3	0.6	70.8	25.6	3.6
平成13年	4,197	66.3	16.6	34.4	4.2	0.7	74.5	22.4	3.1
平成10年	4,217	67.9	17.3	35.5	3.8	0.5	75.8	21.2	2.9
平成8年	4,388	70.2	14.0	29.3	3.2	1.2	78.3	20.0	1.8
平成5年	4,362	69.8	14.4	30.9	4.2	0.7	77.8	19.6	2.6
平成3年	4,442	73.6	17.9	31.9		1.1	80.6	16.5	2.9

※平成3年調査では、「預貯金」と「有価証券」は「預貯金や株式・債券などの有価証券」という形式で質問

<資料2>死亡保険金の必要額に対する生命保険加入金額(全生保)の割合[性別] (単位：万円)

	全体			男性			女性		
	必要額	加入金額	必要額に対する加入金額の割合(%)	必要額	加入金額	必要額に対する加入金額の割合(%)	必要額	加入金額	必要額に対する加入金額の割合(%)
平成28年	2,066 (4,056)	1,225 (3,143)	59.3	2,957 (1,746)	1,793 (1,374)	60.6	1,312 (2,310)	794 (1,769)	60.5
平成25年	2,267 (4,043)	1,317 (3,175)	58.1	3,172 (1,769)	1,882 (1,405)	59.3	1,463 (2,274)	876 (1,770)	59.9
平成22年	2,618 (4,076)	1,433 (3,155)	54.7	3,566 (1,848)	2,043 (1,431)	57.3	1,720 (2,228)	944 (1,724)	54.9
平成19年	2,845 (4,059)	1,626 (3,174)	57.2	3,895 (1,862)	2,382 (1,485)	61.2	1,774 (2,197)	980 (1,689)	55.2

※( )内の数値は回答者数

※平成25年調査までは「必要額」ではなく「希望する額」として質問

(出所：生命保険文化センター「平成28年度生活保障に関する調査」を基に作成)

1. 死亡保障について、生命保険で準備する人の割合が最も多いが、平成28年のその割合は、平成3年に比べて低下していることが読み取れる。
2. 死亡保険金の必要額と生命保険加入金額には差があるが、この差を預貯金だけで準備していることが読み取れる。
3. 死亡保険金について、必要額に対する生命保険加入金額の割合は5～6割であり、男女で大きな差はないことが読み取れる。
4. 死亡保険金の必要額は、男性より女性の方が少ないことが読み取れる。

**(問題2)**

(設問B) 少額短期保険業制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、激変緩和措置は考慮しないものとする。

1. 少額短期保険業者の取り扱う保険契約には、保険金額に上限が設けられており、死亡保険の場合は300万円を超える額を引き受けることができない。
2. 少額短期保険業者の取り扱う保険契約には、保険期間に上限が設けられており、生命保険・医療保険は1年、損害保険は2年となっている。
3. 平成28年4月1日以降に締結した少額短期保険業者の取り扱う生命保険契約については、生命保険契約者保護機構による保護の対象となる。
4. 少額短期保険業者は、個人年金保険や養老保険を取り扱うことができない。

**(問題3)**

(設問C) 契約当事者間の契約ルールについて定められた保険法（生命保険契約・傷害疾病定額保険契約）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険契約者等が故意または重大な過失により告知義務に違反した場合には、保険会社は保険契約を解除することができるが、保険会社が解除の原因があることを知った時から1ヵ月が経過したとき、または保険契約締結の時から5年を経過したときは、解除することができない。
2. 保険契約者が遺言によって死亡保険金受取人を変更することができるようになったため、変更前の受取人が死亡保険金を請求し受け取った後でも、保険契約者の相続人が保険会社に通知すれば、保険会社から死亡保険金を受け取ることができる。
3. 平成22年4月1日以降に締結した保険料の払込み方法（回数）が半年払いの保険契約において、保険料を払い込んだ期間の途中で解約により保険契約が消滅した場合、保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、保険契約者に返還される。
4. 平成22年4月1日以降に締結した保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約において、被保険者が保険契約者との離婚により保険契約の申込みの同意をするに当たって基礎とした事情が著しく変化した場合、被保険者が保険契約者に対して当該保険契約の解約を請求することができる。

## (問題4)

(設問D) 平成26年5月23日に成立した改正保険業法が、平成28年5月29日に施行された。改正保険業法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険加入に当たり、保険募集人は顧客の意向を把握し、その意向に沿った保険プランの提案、その意向と提案したプランの対応関係についての説明、当初の意向と最終的な意向を比較し、相違点を確認することが義務化された。
2. 保険加入に当たって、保険募集人は、顧客が保険加入の適否を判断するうえで、参考となる情報（直接支払いサービスなど）を提供することが義務化された。
3. 顧客が複数の保険会社の商品から比較検討して保険に加入する場合、販売する代理店の保険募集人は、推奨する商品の推奨理由等の情報提供が義務化された。
4. 代理店が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、保険会社には代理店の募集の実態に応じた体制整備が義務化された。



## 問2

生命保険等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題5)

(設問A) 会社員の岡さんは、平成28年に入院したため、医療費控除についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談した。CFP<sup>®</sup>認定者の次の説明の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、岡さんの平成28年分の総所得金額は500万円である。

納税者本人の総所得金額等が200万円以上の場合、納税者本人が自己または自己と同一生計の親族のため、その年中に実際に支出した医療費の金額が(ア)を超えると、医療費控除によりその超えた額が所得から控除され、負担が軽減されます。

その年中に実際に支出した医療費の金額とは、「医療費の支出額」から「保険金などで補填される金額」を控除した金額です。なお、控除の対象となる医療費には、入院・手術・通院などの治療費だけでなく、入院や通院のための交通費、医師の処方箋により薬局で購入した医薬品の購入代金なども含まれます。一方で、病気予防のためのビタミン剤の購入代金や、(イ)などは控除対象外となります。

「保険金などで補填される金額」には、生命保険から受けた(ウ)や、健康保険等からの高額療養費等が該当します。

1. (ア) 10万円  
(イ) 病気やケガの治療のために、医師の処方ではなく薬局で購入した医薬品の購入代金  
(ウ) 入院給付金
2. (ア) 25万円  
(イ) 病気やケガの治療のために、医師の処方ではなく薬局で購入した医薬品の購入代金  
(ウ) 死亡給付金
3. (ア) 10万円  
(イ) 一般的な近視矯正用の眼鏡の購入費用  
(ウ) 入院給付金
4. (ア) 25万円  
(イ) 一般的な近視矯正用の眼鏡の購入費用  
(ウ) 死亡給付金

## (問題6)

(設問B) 増田さんが平成28年中に受け取った保険金等は、下記<資料>のとおりである。平成28年分の所得税の一時所得のうち、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、契約①～③はいずれも特約を付加していないものとし、他に一時所得はないものとする。

## &lt;資料&gt;

契約	保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	内容	受取額	払込保険料 総額	備考
①	養老保険 (保険期間10年)	増田さん	増田さん	解約 返戻金	210万円	200万円 (一時払い)	(注1)
②	終身保険	増田さん	増田さんの 母	死亡 保険金	300万円	150万円 (年払い)	(注2)
③	養老保険 (保険期間5年)	増田さん	増田さん	満期 保険金	500万円	400万円 (年払い)	(注3)

(注1) 加入してから4年5ヵ月後に解約した。

(注2) 増田さんの母は平成28年3月に死亡した。

(注3) 当初、増田さんの父が保険契約者(保険料負担者)であったが、相続によって保険契約者(保険料負担者)および満期保険金受取人を増田さんに変更した契約である。なお、増田さんの父が生前に負担した保険料は240万円、増田さん本人が負担した保険料は160万円である。

1. 70万円
2. 100万円
3. 105万円
4. 200万円

(問題7)

(設問C) 大久保さん(66歳・男性)の平成28年分の収入は、下記<資料>のとおりである。大久保さんの平成28年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、必要経費の計算過程における分数については小数点以下第3位を切り上げ、第2位まで算出することとし、計算結果については千円未満の端数を切り捨てること。また、他に雑所得はないものとする。

<資料>

- ① 老齢厚生年金+老齢基礎年金：250万円
- ② 企業年金：120万円  
確定給付企業年金契約に基づく年金であり、在職中、大久保さんは掛金を負担していない。
- ③ 個人年金保険：62万円(内訳：基本年金および増額年金60万円、配当2万円)  
大久保さん本人が保険料負担者かつ被保険者であり、年金支給開始当時は60歳だった。(10年保証期間付終身年金 既払込正味保険料総額580万円)

<公的年金等控除額速算表(65歳以上)>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+78.5万円
	770万円以上	収入金額×5%+155.5万円

<余命年数表(抜粋)>

年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数		年金の支給 開始日にお ける年齢	余命年数	
	男	女		男	女		男	女
50歳	27年	32年	60歳	19年	23年	66歳	14年	18年
55	23	27	61	18	22	67	14	17
56	22	26	62	17	21	68	13	16
57	21	25	63	17	20	69	12	15
58	20	25	64	16	19	70	12	14
59	20	24	65	15	18	71	11	14

- 1. 270.0万円
- 2. 271.4万円
- 3. 281.0万円
- 4. 281.4万円

(問題8)

(設問D) 平沼さんが平成28年中に支払った保険料は、下記<資料>のとおりである。平沼さんの平成28年分の所得税の生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も生命保険料控除の対象となる要件を満たしているものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとする。

<資料>

契約	保険種類	加入時期	保険料 払込方法	保険料	配当金	備考
①	総合医療特約付 定期保険	平成20年	年払い	年間保険料 92,000円	なし	(注1)
②	個人年金保険	平成8年	月払い	年間保険料 120,000円	なし	(注2)
③	個人年金保険	平成25年	月払い	年間保険料 60,000円	なし	(注2)
④	個人年金保険	平成28年	一時払い	保険料 2,000,000円	なし	(注3)

(注1) 定期保険部分の保険料は70,000円、総合医療特約部分の保険料は22,000円である。

(注2) 税制適格特約付個人年金保険である。

(注3) 被保険者・年金受取人＝平沼さん本人、60歳年金開始、年金受取期間が10年確定年金の契約である。

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超		40,000円

1. 98,000円
2. 100,000円
3. 119,000円
4. 120,000円



(問題9)

(設問E) 志賀雅子さん(以下「雅子さん」という)は平成26年10月に60歳になり、下記<資料>の個人年金保険の年金の受取りを開始した。平成28年10月に3回目の年金を受け取る場合の雅子さんの平成28年分の所得税の雑所得の金額として、正しいものはどれか。なお、他に雑所得はないものとする。

<資料>

保険種類：個人年金保険  
 契約形態：保険契約者(保険料負担者)＝志賀正志さん(雅子さんの夫)  
 (契約当初より、正志さんが保険料の全額を負担していた)  
 被保険者・年金受取人＝雅子さん  
 年金種類：10年確定年金  
 年金年額：180万円(内訳：年金180万円、配当0円)  
 既払込正味保険料総額：1,350万円  
 贈与を受けた年金受給権の相続税評価額：1,512万円

<参考式>

① 相続税評価割合＝相続税評価額÷年金の支払総額または支払総額見込額  
 ② 相続税評価割合が50%超の場合の  
 総収入金額算入額(課税部分)＝一課税単位当たりの金額(※a)×経過年数(※b)  
 ※a 一課税単位当たりの金額＝確定年金の支払総額×課税割合(※c)÷課税単位数(※d)  
 ※b 経過年数とは、年金の支払開始日からその支払いを受ける日までの年数(1年未満の端数切捨て)をいう。  
 ※c 相続税評価割合に応じて課税割合を定める。  
 ※d 課税単位数＝残存期間年数(※e)×(残存期間年数－1年)÷2  
 ※e 残存期間年数とは、居住者に係る年金の支払開始日におけるその年金の残存期間に係る年数(1年未満の端数切上げ)をいう。  
 ③ 必要経費の金額＝②×(既払込正味保険料総額÷年金総額)  
 ④ 雑所得の金額＝②－③

<課税割合>

相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合	相続税評価割合	課税割合
50%超 55%以下	45%	75%超 80%以下	20%	92%超 95%以下	5%
55%超 60%以下	40%	80%超 83%以下	17%	95%超 98%以下	2%
60%超 65%以下	35%	83%超 86%以下	14%	98%超	0
65%超 70%以下	30%	86%超 89%以下	11%	—	—
70%超 75%以下	25%	89%超 92%以下	8%	—	—

1. 14,000円
2. 28,000円
3. 34,000円
4. 42,000円



問3

個人事業主としてPV整骨院を経営している西岡義典さん（以下「義典さん」という）は、自分の生活保障や今後の経営について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]					
氏名	続柄	年齢	生年月日	備考	
西岡 義典	本人	58歳	昭和34年5月5日	個人事業主	
西岡 幸子	妻	52歳	昭和39年8月7日	専業主婦	
西岡 雅則	長男	27歳	平成2年4月15日	整骨院の従業員	
西岡 真美	長女	25歳	平成3年9月25日	整骨院の従業員	

[状況等]

- ・ PV整骨院は、家族従業員である雅則さん、真美さんを除き、従業員4名（正社員）である。なお、4名の従業員は義典さんの親族ではなく、共同経営者もいない。
- ・ 義典さんは、昭和57年4月から15年間会社に勤務（厚生年金保険にも同期間加入）し、退職と同時に平成9年4月にPV整骨院を開業した。
- ・ 義典さんは、平成9年4月に開業した時点で国民年金に加入しており、これまでに保険料の未納期間はない。
- ・ 義典さんは、障害基礎年金および障害厚生年金の受給権者となったことはない。
- ・ 義典さんは、市町村国民健康保険に加入している。
- ・ 義典さんと妻の幸子さんは、平成元年5月5日に結婚した。
- ・ 西岡家は義典さんによって生計を維持されており、障害者に該当する者はいない。

(問題10)

(設問A) 義典さんは、従業員の福利厚生を目的として保険契約者（保険料負担者）を義典さん、従業員を被保険者とする生命保険への加入を検討している。CFP<sup>®</sup>認定者が説明した生命保険契約の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 家族従業員を除く4名の従業員を被保険者とし、満期保険金受取人を義典さん、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とする養老保険に加入した場合、義典さんが支払う保険料の1/2を資産計上し、残額は事業所得の計算上、必要経費に算入することができる。
2. 6名の従業員を被保険者とし、死亡保険金受取人を被保険者の遺族（ただし、義典さんは除く）とする保険期間10年の定期保険に加入した場合、義典さんが支払う保険料の全額を事業所得の計算上、必要経費に算入することができる。
3. 家族従業員を除く4名の従業員を被保険者とし、死亡保険金受取人を義典さんとする保険期間10年の定期保険に加入した場合、義典さんが受け取る死亡保険金は、義典さんの一時所得となる。
4. 家族従業員を除く4名の従業員を被保険者とし、満期保険金受取人を被保険者本人、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とする養老保険に加入した場合、義典さんが支払う保険料は従業員の給与として扱う。

(問題 1 1)

(設問B) 義典さんは、加入している生命保険の見直しに当たり、下記<資料>の就業不能保険を検討している。下記<資料>の就業不能保険の商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

**【就業不能保険】**

給付金等の名称	給付金等をお支払いする場合（支払事由）	お支払額
就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者が次のいずれかの状態に該当したとき</li> <li>① 病気またはケガの治療を目的として、日本国内の病院または診療所において入院している状態</li> <li>② 病気またはケガにより、医師の指示を受けて自宅等で在宅療養をしている状態</li> </ul> <p>※上記①、②の就業不能状態が支払対象外期間（60日および180日のいずれかを契約者が選択）を超えていることが医師の診断書によって証明された場合に請求できます。</p> <p>※就業不能状態から回復した場合には、給付金の支払いは止まります。</p>	<p>月額</p> <p>10万円～50万円</p> <p>※申込時の年収によって上限があります。</p>
高度障害給付金、保険料払込免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の高度障害状態になったとき</li> <li>・ 同時に保険料払込免除</li> </ul> <p>※高度障害給付金を受け取った後でも所定の就業不能状態が続く限り就業不能給付金を受け取ることができます。</p>	<p>就業不能給付金月額の10倍</p>

・ 傷病の原因を問いません。特定の傷病や治療を保障の対象にしているものではありません。ただし、「うつ病」などの精神障害が原因の場合や、「むちうち症」や「腰痛」などで医学的他覚所見がみられない場合は、支払いの対象外です。

- ・ 就業不能給付金月額は、申込時点の年収によって上限があります。

年収	設定できる就業不能給付金月額
100万円超～200万円以下	10万円
200万円超～300万円以下	10万円～15万円
300万円超～400万円以下	10万円～20万円
400万円超～500万円以下	10万円～25万円
500万円超～600万円以下	10万円～30万円
600万円超～700万円以下	10万円～35万円
700万円超～800万円以下	10万円～40万円
800万円超～900万円以下	10万円～45万円
900万円超	10万円～50万円
主婦（または主夫）	10万円

- ・ 就業不能給付金削減特則を付加し、就業不能状態になってから540日（おおむね健康保険の傷病手当金が支給されている期間）は、就業不能給付金を50%相当額とし、保険料をおさえることができます。
- ・ 支払対象外期間（免責期間）が選べます。支払対象外期間（免責期間）とは、就業不能状態になってから給付金が支払われるまでの待機期間のことをいいます。60日および180日から選択できます。
- ・ 保険期間、保険料払込期間は、55歳満了、60歳満了、65歳満了、70歳満了のいずれかを選択できます。
- ・ 職業や年収の変更があった場合でも、通知をいただく必要はありません。

就業不能状態とは、ケガまたは疾病により、治療を直接の目的とする入院または医師の指示による在宅療養（※）をしており、いかなる職業においてもまったく就業ができないと医学的見地から判断される状態をいいます。

※在宅療養とは、ケガまたは疾病により、日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態にあり、医師の指示に基づいて、居宅等の病院および診療所以外の場所（日本国内に限ります）で治療、養生に専念することをいいます。なお、「日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、以下の「一般状態区分」の3から5に該当する状態をいいます。

区分	一般状態
1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの。
2	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの。例えば、軽い家事、事務など。
3	歩行や身の回りのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの。
4	身の回りのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの。
5	身の回りのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの。

対象となる就業不能状態については、上記のとおり、いかなる職業においてもまったく就業ができないと医学的見地から判断されることが要件となります。被保険者がそれまで従事していた仕事ができるかどうかを基準として判断するものではありませんのでご注意ください。

1. 義典さんは交通事故で1ヵ月間入院し、その後退院したが、右腕に障害が残り柔道整復師としての仕事ができず、整骨院の受付業務しか担当できなくなった場合、就業不能給付金を受け取ることができる。
2. 義典さんが<資料>の保険に申し込む時点での年収は700万円で、月額35万円の就業不能給付金の契約をしたが、所定の就業不能状態になった時の年収が500万円である場合、給付される就業不能給付金月額の上限は25万円となる。
3. 個人事業主である義典さんの場合、就業不能給付金削減特則を付加して保険料をおさえることが望ましい。
4. 義典さんが所定の高度障害状態に該当しない就業不能状態になった場合は保険料の払込みは免除されない。

(問題12)

(設問C) 義典さんは、将来PV整骨院を法人組織(法人名:株式会社PV社、以下「PV社」という)とし、併せて現在個人で加入している生命保険契約を下記<資料>のとおりPV社名義に変更する予定である。名義変更に関してCFP<sup>®</sup>認定者が説明した次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

保険種類	: 定期保険
保険期間	: 70歳満了
契約形態	: 保険契約者および死亡保険金受取人 PV社 被保険者 義典さん
加入内容	: ① 平成11年3月20日加入(義典さん39歳時) ② 死亡保険金額 5,000万円 ③ 年間保険料 27万円
名義変更時	: ① 平成30年3月末予定 ② 名義変更時までに支払われた払込保険料合計額 540万円 ③ 名義変更時の解約返戻金相当額 300万円

1. 無償譲渡する場合、義典さん個人についての課税関係は発生しない。
2. 無償譲渡する場合、PV社は300万円を資産に計上し、同額を雑収入として益金に計上する。
3. 解約返戻金相当額で有償譲渡する場合、義典さん個人については、既払込保険料合計額が解約返戻金相当額を超えるため課税されない。
4. 解約返戻金相当額で有償譲渡する場合、PV社は300万円を損金算入し、資産には計上しない。

## 問4

井上明日香さん（以下「明日香さん」という）は、平成29年4月に父の弘明さんが病気で死亡したため、自身と母の京子さんに関する社会保障制度や生命保険について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## &lt;資料&gt;

## [家族構成]

本人：井上 明日香（41歳 昭和51年 3月 2日生 教員）

母：井上 京子（67歳 昭和24年 9月30日生 無職）

父：井上 弘明（70歳 昭和21年10月15日生 死亡）

## [状況等]

- ・ 明日香さんは大学卒業後、現在まで小学校の教員として働いている。
- ・ 弘明さんは22歳で就職し、60歳で退職するまでの38年間、厚生年金保険に加入していた。
- ・ 京子さんは20歳で就職し、厚生年金保険に加入していたが、26歳で会社を退職し、その後は専業主婦であった。なお、京子さんは弘明さんに生計を維持されていた。

## (問題13)

(設問A) 弘明さんの死亡後、京子さんが受給する年金の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、弘明さんの死亡による遺族厚生年金は90万円、京子さんの老齢厚生年金は7万円とし、経過的寡婦加算は考慮しないものとする。また、記載のない要件は満たしているものとする。

(ア)「京子さんの老齢厚生年金」

(イ)「弘明さんの死亡による遺族厚生年金」

(ウ)「弘明さんの死亡による遺族厚生年金の3分の2＋京子さんの老齢厚生年金の2分の1」

(エ)「弘明さんの死亡による遺族厚生年金」と「京子さんの老齢厚生年金」の差額

(オ)「京子さんの老齢基礎年金」

1. (ア) と (オ)
2. (イ) と (オ)
3. (ア) と (ウ) と (オ)
4. (ア) と (エ) と (オ)

## (問題 14)

(設問B) 明日香さんは弘明さんの死亡を機に新たな生命保険への加入を検討している。一般的な医療保険の商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 終身医療保険は、同じ条件で加入した場合、終身払いと比較して有期払いの方が毎回の保険料は高くなる。
2. 保険期間が有期の医療保険を更新する場合、更新前の保険期間中に病気やケガで入院し、入院給付金を受け取ったことがあっても、更新後の入院給付金の通算支払限度日数には引き継がれない。
3. 保険期間が有期の医療保険は、保険期間中に所定の入院を開始していれば、入院中に保険期間が満了した場合でも、満了から退院までの継続入院について入院給付金の支払対象となる。
4. 特定疾病保障保険は、契約後に医師によって初めて所定のガンと診断されたときに特定疾病保険金を受け取ることができ、特定疾病保険金を受け取った時点で保険契約は消滅する。

## (問題 15)

(設問C) CFP<sup>®</sup>認定者は、京子さんと明日香さんの介護費用の準備のために、民間の生命保険会社を取り扱う介護保険（以下「民間介護保険」という）についてアドバイスをした。一般的な民間介護保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 65歳未満である明日香さんが民間介護保険に加入した場合、交通事故等で保険会社所定の介護状態になったとしても介護保険金は支払われない。
2. 65歳以上である京子さんが民間介護保険に加入し、保険会社所定の要介護状態に認定された場合、公的介護保険の自己負担額と同額の介護保険金が支払われる。
3. 所定の要介護状態に認定された場合に介護年金を一生受け取ることができるタイプの民間介護保険は、同じ条件で加入する場合、男性よりも女性の方が保険料が高くなる。
4. 医師により器質性認知症と診断されても、自分で歩行ができる場合は保険会社所定の寝たきりの状態に該当しないため、介護保険金は支払われない。



(問題 16)

(設問D) 京子さんは下記<資料>のE Z社の引受基準緩和型医療保険に加入することを検討している。下記<資料>の引受基準緩和型医療保険の商品性等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

**【5年ごと利差配当付限定告知型医療保険】**  
 ○仕組図：ご契約例 基準入院給付金日額 5,000円

入院したとき	右記給付金額の50%	災害入院給付金・疾病入院給付金 基準入院給付金日額×入院日数
集中治療室管理を受けたとき	右記給付金額の50%	集中治療給付金 基準入院給付金日額×集中治療室管理日数
手術を受けたとき	右記給付金額の50%	手術給付金 所定の手術 基準入院給付金日額×10 入院を伴う、上記以外の公的医療保険制度対象の所定の手術 基準入院給付金日額×5
死亡したとき	右記給付金額の50%	死亡給付金 基準入院給付金日額×20

90歳となる年単位の契約応当日の前日まで自動的に更新されます。更新後は給付金額が50%となる期間はありません。

第1保険年度 第2保険年度以降

ご契約 保険期間・保険料払込期間10年間 満了

- この保険には、保険料払込期間中に所定の障害状態に該当したときの保険料払込免除はありません。
- この保険は、健康に不安のある方でも、健康状態などに関する5つの告知項目に該当しなければ、お申込みいただけるように設計された医療保険です。このため保険料は、当社が取り扱っている通常の医療保険に比べて割増しされています。
- 第1保険年度（ご契約日から起算した最初の1年間）中の給付金額は第2保険年度以降の給付金額の50%となります。
- 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合、原則として入院給付金や手術給付金などのお支払いはできません。ただし、責任開始時前に発病していた病気が、責任開始時以後に悪化して入院や手術をした場合などには、入院給付金や手術給付金などをお支払いすることがあります。（「悪化」とは、例えば通院によって治療していた病気の程度が進行して、入院・手術が必要な状態になることをいいます。）

## ○特徴

1. 医師による診査は必要ありません。かんたんな告知でお申込みいただけます。  
※ただし、ご職業、すでにご契約されている保険との通算などにより、ご契約いただけないこともあります。
2. 病気やケガによる入院は1日目から保障します。また、過去や現在の病気が悪化したことによる入院・手術も保障します。  
※ただし、災害・疾病入院給付金の支払日数限度は1回の入院につき60日分、それぞれ通算して730日分です。  
※悪性新生物（ガン）・上皮内新生物で入院した場合は、支払日数無制限で入院給付金をお支払いします。（悪性新生物（ガン）・上皮内新生物には非浸潤性の悪性新生物および皮膚ガンを含みます。）  
※所定の集中治療室管理を受けた場合、入院給付金とは別に集中治療給付金をお支払いします。（集中治療給付金の支払日数限度は、通算して120日分です。）
3. 20歳から75歳までの方がお申込みいただけます。自動更新制度により健康状態にかかわらず90歳となる年単位の契約応当日の前日まで保障をご継続いただけます。保険期間は10年間で更新型のみとなります。  
※更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって計算します。  
※更新後は給付金額が50%となる期間がない分、その期間がある場合（更新時の年齢で新たに加入する場合）に比べて、同条件での更新後の保険料は高くなります。

## ○告知項目

以下の5項目に該当しなければお申込みいただけます。

- ・ 現在入院中ですか。または、最近3ヵ月以内に医師の診察・検査の結果、入院・手術を勧められたことはありますか。
- ・ 現在、ガン（悪性腫瘍・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含む）で医師の診察・検査・治療・投薬を受けていますか。
- ・ 過去2年以内に、入院をしたこと、または手術を受けたことがありますか。
- ・ 過去5年以内に、ガン（悪性腫瘍・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含む）・脳卒中（脳出血・脳梗塞・くも膜下出血）で入院したこと、または手術を受けたことがありますか。
- ・ 現在、妊娠していますか。

1. 脳梗塞で継続して90日間（第1保険年度中に40日間、その後継続して第2保険年度に50日間）入院した場合、入院給付金として35万円が支払われる。
2. 保険料払込期間中に、病気により所定の障害状態に該当したときでも、保険料の払込みは免除されない。
3. 京子さんは3年前に心筋梗塞の手術を受けているが、現在はすでに治療が終了しているため、＜資料＞の保険に申し込むことができる。
4. ＜資料＞の保険の保険期間満了後、自動更新をする場合と更新をせずに新たに同条件で加入する場合は、更新をした場合の方が保険料が高くなる。

問5

平尾久美子さん（以下「久美子さん」という）は、平成29年4月に夫の直樹さん（36歳）が病気で死亡したため、社会保障制度や生命保険について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

[家族構成]

本人：平尾 久美子 35歳（昭和56年9月11日生） 専業主婦  
 長女：平尾 葵 10歳（平成18年10月20日生）小学生

[状況等]

- ・ 直樹さんは、22歳から株式会社NR社に勤務（厚生年金保険加入）していたが、34歳のときに病気が判明し、35歳で退職した。退職するまでの13年間、継続して厚生年金保険に加入していた。
- ・ 久美子さんは、22歳から株式会社NR社に勤務（厚生年金保険加入）していたが、直樹さんと結婚した後、葵さん誕生前の平成18年7月31日付で退職し、その後は専業主婦だった。
- ・ 直樹さんと久美子さんには、国民年金保険料の未納期間および免除期間はない。
- ・ 葵さんは、障害者には該当しない。
- ・ 現在の預貯金残高は、200万円である。
- ・ 久美子さんは、仕事に就く予定である。
- ・ 久美子さんと葵さんは、賃貸アパートに居住している。

[生命保険契約]

契約	①	②
保険種類	無配当終身保険	無配当個人年金保険
保険金・年金年額	1,000万円	36万円・10年間
払込期間	60歳	60歳
払込方法	月払い	月払い
保険契約者 (保険料負担者)	直樹さん	直樹さん
被保険者	直樹さん	久美子さん
死亡保険金 (給付金) 受取人	久美子さん	直樹さん

## (問題 17)

(設問A) 久美子さんは、直樹さんが保険契約者となっていた以下の生命保険契約を次のとおり名義変更しようとして検討している。名義変更時の課税関係等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、契約者貸付や自動振替貸付は受けていないものとする。

## 契約②

	名義変更前	名義変更後
保険契約者（保険料負担者）	直樹さん	久美子さん
被保険者	久美子さん	久美子さん
死亡給付金受取人	直樹さん	葵さん
年金受取人	直樹さん	久美子さん

- ・ 年金開始までの総払込保険料：300万円
- ・ 相続開始までに直樹さんが支払った正味払込保険料合計額：60万円
- ・ 相続開始時に当該契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額：50万円
- ・ 年金開始年齢：60歳

1. 直樹さんが死亡したことにより、保険契約者を久美子さんに変更すると、保険会社から税務署あてに支払調書が提出される。
2. 久美さんが相続により取得する生命保険契約に関する権利は50万円で評価され、相続税の課税対象となる。
3. 名義変更後、60歳から久美さんが受け取る年金は、雑所得として所得税の課税対象となる。
4. 名義変更後、久美さんが50歳で死亡した場合、葵さんが受け取る死亡給付金は、相続税の課税対象となる。

(問題 18)

(設問B) 久美子さんは、自分が万一死亡した場合に備え、新たな生命保険に加入することを検討している。下記<資料>は、CFP<sup>®</sup>認定者が久美子さんからヒアリングした内容に基づいて作成した「必要保障額計算表」である。現時点で久美子さんが死亡した場合の必要保障額の不足額として、正しいものはどれか。

<資料>

[必要保障額計算表]											(単位：万円)	
年	長女 年齢	収入等合計			支出合計					当該年 の収支	収支 累計額	
		保険金 預貯金	公的 年金		生活費	住居費	教育費	葬儀 費用				
2017	11	×××	115		496	240	96	60	100			
2018	12	0	115		406	240	96	70	0	▲291		
2019	13	0	115		408	240	96	72	0	▲293		
2020	14	0	115		408	240	96	72	0	▲293		
2021	15	0	115		438	240	96	102	0	▲323		
2022	16	0	115		408	240	96	72	0	▲293		
2023	17	0	115		408	240	96	72	0	▲293		
2024	18	0	115		438	240	96	102	0	▲323		
2025	19	0	0		456	240	96	120	0	▲456		
2026	20	0	0		456	240	96	120	0	▲456		
2027	21	0	0		456	240	96	120	0	▲456		
2028	22	0	0		456	240	96	120	0	▲456		
合計		×××	920		5,234	2,880	1,152	1,102	100			

- ・ 長女の年齢は、年末時点の満年齢で表示している。
- ・ 葵さんが22歳で大学を卒業することを前提に表示している。
- ・ 税金・社会保険料は、遺族の生活費に含まれる。
- ・ 必要保障額の計算上、契約②の死亡給付金および久美子さんの葬儀費用は考慮しない。
- ・ 記載済みの数値は、正しいものとする。
- ・ 問題の作成上、一部空欄としている。
- ・ 算入する金額がない場合は「0」、同一の金額が入る場合は「×××」と表記している。

1. 3,114万円
2. 3,314万円
3. 4,114万円
4. 4,314万円



## 問6

柴田さん夫婦は、現在R A社の生命保険に加入していますが、R B社の生命保険募集人よりR B社の生命保険への見直しの提案を受けていることから、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、契約時から保険事故までに保険金などの支払いは一切なく、免責事項に該当する事由もないものとします。

## [家族構成]

- 夫 : 柴田 明宏 (45歳 会社員)
- 妻 : 柴田 美奈 (43歳 会社員)
- 長男 : 柴田 幸弘 (15歳 中学生)
- 長女 : 柴田 かおり (13歳 中学生)

## [現在加入しているR A社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険証券<資料1>参照
- ・ 2017年11月更新時には疾病障害保障定期保険特約と介護保障定期保険特約を更新しない。

## [提案を受けているR B社の生命保険の保障内容]

- ・ 保険提案書<資料2>および保険提案書<資料3>参照

<資料1> R A社

保険種類 定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ○○○-△△△△	
保険契約者	柴田 明宏 様	ご印鑑  ◎柴田◎	契約日：2007年11月1日 主契約の保険期間：終身 主契約の保険料払込期間：60歳払込満了 保険料払込方法：年12回 保険料払込期月：毎月 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料：××,×××円
被保険者	柴田 明宏 様 契約年齢 35歳 男性 1972年4月8日生		
死亡保険金受取人	柴田 美奈 様 (妻)	受取割合 100%	
■ ご契約内容			
主契約の内容	保険期間	保険金額	
終身保険	終身	保険金額	100万円
特約の内容	保険期間	保険金額・給付金額	
定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額	1,000万円 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
3大疾病保障定期 保険特約	10年 (更新型)	保険金額	200万円 ◇所定の3大疾病(ガン(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中)になったとき、3大疾病保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
疾病障害保障定期 保険特約	10年 (更新型)	保険金額	200万円 ◇病気による所定の身体障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
介護保障定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額	200万円 ◇公的介護保険に定める要介護3以上と認定されたとき、または所定の要介護状態に該当しその状態が180日以上継続したとき、特約介護保険金を支払います。 ◇死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
傷害特約 (本人・妻型)	10年 (更新型)	保険金額	500万円 ◇不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき、災害死亡保険金を支払います。 ◇不慮の事故や所定の感染症で所定の高度障害状態のとき、障害給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の災害死亡保険金・傷害給付金になります。
成人病入院医療特約	10年 (更新型)	日額	5,000円 ◇所定の成人病で5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目から成人病入院給付金を支払います。 ◇同一事由の1回の成人病入院給付金支払限度は120日、通算して700日となります。
災害入院特約 (本人・妻型)	10年 (更新型)	日額	7,000円 ◇不慮の事故により5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目から災害入院給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
入院医療特約 (本人・妻型)	10年 (更新型)	日額	7,000円 ◇病気で5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目から疾病入院給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
ガン入院特約 (本人・妻型)	10年 (更新型)	日額	5,000円 ◇ガン(悪性新生物)で5日以上継続入院したとき、入院開始日からその日を含めて5日目からガン入院給付金を支払います。 ◇妻の場合は、本人の6割の日額になります。
配偶者定期保険特約	10年 (更新型)	保険金額	200万円 ◇配偶者が死亡のとき、死亡保険金を支払います。 ◇配偶者が所定の高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。
リビング・ニーズ特約	—	◇余命6ヵ月以内と判断されるとき、死亡保険金の範囲内かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度に保険金を請求することができます。	
裏書事項		裏書承認印	裏書年月日
保険証券記号番号 ○○○-△△△△ 災害入院特約(10年)解約		承認 RA生命	2015年7月1日



<資料2> R B社

<p><b>ご提案書</b></p> <p>保険種類：解約返戻金抑制型医療保険（終身型） &lt;無配当&gt;</p>	<p>(ご契約者) 柴田 明宏 様                  (被保険者) 柴田 明宏 様                  (年齢・性別) 45歳・男性</p>
<p>7大生活習慣病特約</p> <p>3大疾病入院一時金特約</p> <p>先進医療特約</p>	<p>予定契約日：2017年7月1日                  払込保険料合計：×, ×××円                  払方：月払い、口座振替</p>
<p>主契約：解約返戻金抑制型医療保険</p>	
<p>45歳契約</p>	<p>保険期間・保険料払込期間：終身</p>

◇ご提案内容

ご契約明細	保険金・給付金名称	主なお支払事由など
解約返戻金抑制型医療保険（終身型）	疾病入院給付金	疾病により1日以上入院したとき ・入院5日目まで 一律5万円 ・入院6日目以降 入院1日につき1万円 ※支払限度：1回の入院で60日、通算1,095日
	災害入院給付金	不慮の事故により1日以上入院したとき ・入院5日目まで 一律5万円 ・入院6日目以降 入院1日につき1万円 ※支払限度：1回の入院で60日、通算1,095日
	手術給付金	疾病または不慮の事故により所定の手術を受けたとき ・入院中の手術 10万円 ・外来での手術 5万円 ※支払限度：なし
	先進医療定額給付金	疾病または不慮の事故により所定の先進医療による療養を受けたとき ・一律10万円 ※支払限度：なし
7大生活習慣病特約	生活習慣病入院給付金	7大生活習慣病（ガン（悪性新生物）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患）により1日以上入院したとき ・入院5日目まで 一律2.5万円 ・入院6日目以降 入院1日につき5,000円 ※支払限度：1回の入院で60日、通算1,095日
	生活習慣病手術給付金	7大生活習慣病（ガン（悪性新生物）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患）により所定の手術を受けたとき ・入院中の手術 5万円 ・外来での手術 2.5万円 ※支払限度：なし
	生活習慣病先進医療定額給付金	7大生活習慣病（ガン（悪性新生物）、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患）により所定の先進医療による療養を受けたとき ・一律5万円 ※支払限度：なし
3大疾病入院一時金特約	3大疾病入院一時金	ガン（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中のいずれかの疾病を直接の原因とし、その治療を目的として入院を開始したとき ・3大疾病入院一時金 200万円
先進医療特約	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき ・先進医療の技術料と同額（通算2,000万円限度）

<資料3> R B社

<b>ご提案書</b>		(ご契約者) 柴田 美奈 様 (被保険者) 柴田 美奈 様 (年齢・性別) 43歳・女性
保険種類：解約返戻金抑制型医療保険（終身型）<無配当>		予定契約日：2017年7月1日 払込保険料合計：×,×××円 払方：月払い、口座振替
女性疾病入院特約		
入院一時給付特約		
ガン診断特約		
死亡・高度障害特約		
先進医療特約		
主契約：解約返戻金抑制型医療保険		
43歳契約 <span style="float: right;">保険期間・保険料払込期間：終身</span>		
◇ご提案内容		
ご契約明細	保険金・給付金名称	主なお支払事由など
解約返戻金抑制型医療保険（終身型）	疾病入院給付金	疾病により1日以上入院したとき ・ 入院5日目まで 一律5万円 ・ 入院6日目以降 入院1日につき1万円 ※支払限度：1回の入院で60日、通算1,095日
	災害入院給付金	不慮の事故により1日以上入院したとき ・ 入院5日目まで 一律5万円 ・ 入院6日目以降 入院1日につき1万円 ※支払限度：1回の入院で60日、通算1,095日
	手術給付金	疾病または不慮の事故により所定の手術を受けたとき ・ 入院中の手術 10万円 ・ 外来での手術 5万円 ※支払限度：なし
	先進医療定額給付金	疾病または不慮の事故により所定の先進医療による療養を受けたとき ・ 一律10万円 ※支払限度：なし
女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	ガン（悪性新生物）や所定の女性特有の疾病で1日以上入院したとき ・ 入院5日目まで 一律5万円 ・ 入院6日目以降 入院1日につき1万円 ※支払限度：1回の入院で60日、通算1,095日
入院一時給付特約	入院一時給付金	疾病または不慮の事故により1日以上入院したとき ・ 1回につき10万円 ※支払限度：なし
ガン診断特約	ガン診断給付金	初めてガン（悪性新生物）と診断確定されたとき ・ ガン診断給付金 100万円
死亡・高度障害特約	死亡保険金 高度障害保険金	死亡したときまたは所定の高度障害状態になったとき ・ 死亡保険金または高度障害保険金 100万円
先進医療特約	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき ・ 先進医療の技術料と同額（通算2,000万円限度）

## (問題19)

(設問A) CFP<sup>®</sup>認定者は、明宏さんの病気死亡時の保障内容について説明した。2017年9月に明宏さんが急性心筋梗塞により4日間継続して入院し、その間に約款に定められた所定の手術を受けたが死亡した場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、約款に定める所定の成人病、7大生活習慣病に該当するものとする。

1. RB社よりRA社の方が、1,477.5万円多い。
2. RB社よりRA社の方が、1,482.3万円多い。
3. RB社よりRA社の方が、1,485万円多い。
4. RB社よりRA社の方が、1,677.5万円多い。

## (問題20)

(設問B) CFP<sup>®</sup>認定者は、明宏さんの事故死亡時の保障内容について説明した。2017年12月に明宏さんが交通事故で14日間継続して入院したが死亡した場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。

1. RB社よりRA社の方が、1,286万円多い。
2. RB社よりRA社の方が、1,786万円多い。
3. RB社よりRA社の方が、1,793万円多い。
4. RB社よりRA社の方が、2,186万円多い。

**(問題 2 1)**

(設問C) CFP<sup>®</sup>認定者は、明宏さんの疾病入院時の保障内容について説明した。2017年12月に明宏さんが肺ガンにより20日間継続して入院し、その間に約款に定められた所定の手術と所定の先進医療に該当する療養（陽子線治療：技術料260万円）を受けた場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、約款に定める所定の3大疾病、成人病、ガン（悪性新生物）、7大生活習慣病、先進医療による療養に該当するものとする。

1. RA社よりRB社の方が、32.8万円多い。
2. RA社よりRB社の方が、92.8万円多い。
3. RA社よりRB社の方が、277.8万円多い。
4. RA社よりRB社の方が、292.8万円多い。

**(問題 2 2)**

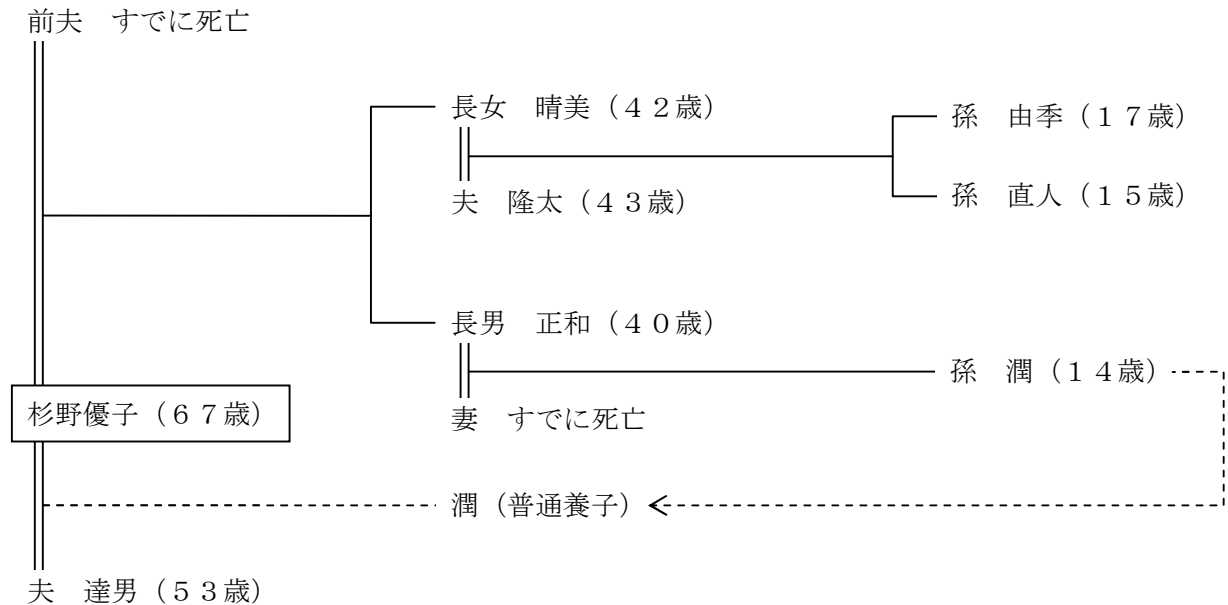
(設問D) CFP<sup>®</sup>認定者は、美奈さんの疾病入院時の保障内容について説明した。2017年12月に美奈さんが乳ガンにより19日間継続して入院し、その間に約款に定められた所定の手術を受けたが死亡した場合、受け取ることができる保険金・給付金の合計額の比較として、正しいものはどれか。なお、約款に定めるガン（悪性新生物）に該当し、初めてガン（悪性新生物）と診断確定されたときに該当するものとする。

1. RA社よりRB社の方が、52.8万円少ない。
2. RA社よりRB社の方が、40.0万円多い。
3. RA社よりRB社の方が、47.2万円多い。
4. RA社よりRB社の方が、247.2万円多い。

問7

東京都内で非上場の株式会社LY社（以下「LY社」という）を経営する杉野優子さん（以下「優子さん」という）は、生命保険を活用した相続対策について、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[親族関係図]



[状況等]

- ・ 長女の晴美さんは歯科医であり、夫の経営する歯科医院で働いている。
- ・ 長男の正和さんはLY社の取締役である。6年前に妻に先立たれ、地方に単身赴任している。
- ・ 優子さん夫婦は同居している孫の潤さんと養子縁組をしている。
- ・ 夫の達男さんはLY社の営業部長である。

[優子さんの主な資産内容（相続税評価額であり、生命保険を除く）]

土地・建物 : 7,000万円

※LY社に賃貸しており、土地は小規模宅地等の特例適用後の評価額

LY社自社株 : 30,000万円

預貯金 : 10,000万円

その他の財産 : 5,000万円

[生命保険契約一覧]

契約	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額
①	杉野優子	杉野優子	達男	2,000万円
②			晴美	4,000万円
③			正和 (50%)・潤 (50%)	4,000万円
④		杉野達男	潤	3,000万円
⑤		杉野正和	潤	3,000万円
⑥	LY社	杉野優子	LY社	4,000万円

**(問題 2 3)**

(設問A) 現時点で優子さんが死亡した場合に生命保険会社から支払われる死亡保険金および死亡退職金のうち、達男さんの相続税の課税対象額（非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、L Y社は、役員退職慰労金規程に基づき、生命保険会社から支払われる契約⑥の生命保険金のうち、3,000万円を死亡退職金として達男さんに遅滞なく支払うものとし、すべての相続人は相続を放棄しないものとする。また、非課税金額の計算過程で生じた万円未満の端数は切り捨てること。

1. 2,000万円
2. 2,600万円
3. 3,125万円
4. 3,200万円

**(問題 2 4)**

(設問B) 達男さんから「晴美さんと正和さんに配慮して相続を放棄することも考えている」と打ち明けられた優子さんは、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。死亡保険金受取人に指定されている相続人が相続を放棄した場合についてのCFP<sup>®</sup>認定者の次の回答のうち、最も適切なものはどれか。

1. 「相続を放棄すると、一人500万円の生命保険金の非課税枠の人数から除かれることとなるため、相続税総額が高くなります。」
2. 「他の推定相続人と相続開始前に締結した、相続を放棄するという契約は有効です。」
3. 「相続を放棄した後でも、死亡保険金を受け取ったことを他の共同相続人に開示しなかったことは背信行為に該当し、単純承認したものとみなされます。」
4. 「死亡保険金受取人が相続を放棄しても、保険会社から死亡保険金を受け取ることができます。」

## (問題25)

(設問C) 優子さんは、財産移転を進めながら万一に備えるため、生命保険料相当額を子や孫に毎年贈与したいと考えて、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。生前贈与に当たっての留意点に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、保険契約者＝保険料負担者とする。

1. 優子さん名義の預金口座から受贈者名義の預金口座に保険料相当額を振り込んだうえで、子や孫の預金通帳と届出印鑑を優子さんが保管しておく。
2. 3人の孫に対する贈与を継続している期間中に優子さんが死亡しても、贈与した金額を相続税の課税価格に加算する必要はない。
3. 毎年行われる贈与の事実を明らかにするため、毎年、贈与契約書を作成し、優子さんと受贈者それぞれが保管しておく。
4. 受贈者に所得税・住民税を申告する義務がない場合、贈与された保険料相当額で加入した生命保険契約の保険料については、優子さんの所得税・住民税の申告に際して生命保険料控除を適用してもよい。





問 8

株式会社HA社（以下「HA社」という）の代表取締役社長である中井大介さん（以下「中井社長」という）は、今後の事業拡大を見据えて人事制度、福利厚生制度等の見直しを検討し、CFP<sup>®</sup>認定者に相談しました。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

[会社概要]

社名：株式会社HA社  
 業種：製造業  
 設立：平成8年6月  
 資本金：1,000万円  
 従業員数：35名

[家族構成等]

氏名	続柄	その他
中井 大介	本人	代表取締役社長
中井 智美	妻	専業主婦
中井 翔	長男	他企業に勤務
中井 幸	長女	他企業に勤務

[会社決算状況]

- ・ 貸借対照表

平成29年3月31日 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
<流動資産>	118,000	<流動負債>	148,000
現金・預金	53,000	短期借入金	100,000
売掛金	35,000	買掛金	32,000
受取手形	8,000	支払手形	16,000
棚卸資産	22,000	<固定負債>	30,000
<固定資産>	112,000	長期借入金	30,000
有形固定資産	32,000	純資産の部	
設備・備品	32,000	<株主資本>	52,000
投資その他の資産	80,000	資本金	10,000
保証金	23,000	資本剰余金	2,000
保険料積立金	25,000	利益剰余金	40,000
前払保険料	32,000		
合計	230,000	合計	230,000

- ・ 損益計算書

自：平成28年4月1日  
 至：平成29年3月31日 (単位：千円)

科目	
売上高	1,500,000
売上原価	900,000
売上総利益	600,000
販売費・一般管理費	590,000
営業利益	10,000
営業外収益	1,000
営業外費用	3,000
経常利益	8,000
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	8,000
法人税等	3,000
当期純利益	5,000

## &lt;資料&gt;

## 〔役員退職慰労金規程〕（抜粋）

## 第1条（総則）

この規程は退任した取締役または監査役（以下「役員」という）の退職慰労金ならびに弔慰金について定めるものである。

## 第2条（退任の定義）

退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

- ① 辞任
- ② 任期満了
- ③ 解任
- ④ 死亡

## 第3条（金額の算定）

役員退職慰労金の算定は、役位別の最終報酬月額に役位ごとの在任期間の年数を乗じ、役位別係数を乗じて算出した額の合計額とする。

## 役位別係数

代表取締役	3.0
専務取締役	2.4
常務取締役	2.2
取締役	2.0
監査役	1.5

## 在任年数

1年未満の在任期間は月割りとし、1ヵ月未満の端数日がある場合にはこれを1ヵ月に切り上げる。

## 第4条（功労加算）

在任中の功績が顕著と認められた役員については、功労金として前条により計算した金額の30%相当額を超えない範囲で加算することができる。

## 第5条（弔慰金）

弔慰金は以下の金額を支給する。

業務上死亡の場合：死亡時の報酬月額×12ヵ月

業務外死亡の場合：死亡時の報酬月額×6ヵ月

## 第6条（支給の時期）

役員退職慰労金および弔慰金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときは支給時期を延期することがある。

## 第7条（死亡役員に対する死亡退職金など）

1. 死亡した役員に対する死亡退職金・弔慰金は遺族に支給する。
2. 遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

## (問題26)

(設問A) 中井社長が平成29年5月31日に私傷病で死亡した場合、役員退職慰労金規程に基づき妻の智美さんに支払われる役員退職慰労金および弔慰金の相続税の課税対象額(非課税金額控除後の金額)として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<条件>を参照すること。

## &lt;条件&gt;

- ・ 中井社長は創業と同時に代表取締役社長に就任し、在任期間は21年、死亡時の報酬月額が110万円であった。
- ・ 役員退職慰労金規程第4条に基づき、同規程第3条で計算した金額の30%を功労加算金として加算するものとする。
- ・ 法定相続人は妻の智美さん、長男の翔さん、長女の幸さんの3名とする。

1. 6,930万円
2. 7,509万円
3. 7,590万円
4. 8,169万円

## (問題27)

(設問B) 中井社長は事業保障資金の必要額を生命保険の死亡保険金で準備したいと考えており、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。下記<前提条件>の下、法人税等控除後でも、事業保障資金の必要額を確保できる最も少ない保険金額として、正しいものはどれか。

## &lt;前提条件&gt;

- (1) 事業保障資金の必要額は、次の①と②の合計額とする。
  - ① 流動負債を売掛金と受取手形の合計額で相殺するものとし、この不足額
  - ② 当面の運転資金として、販売費・一般管理費の3ヵ月分の額
- (2) 死亡保険金は全額が益金になるものとし、法人所得の実効税率を35.0%とする。
- (3) 計算結果については百万円未満は切り上げるものとする。

1. 2億5,300万円
2. 3億 700万円
3. 3億8,900万円
4. 4億5,500万円

(問題 28)

(設問C) CFP<sup>®</sup>認定者は、中井社長に役員退職慰労金の資金準備として<資料>の逓増定期保険の活用を勧めた。CFP<sup>®</sup>認定者が<表>に基づいて説明した次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、実質返戻率の計算に当たっては、%表示単位の小数点以下第2位を切り捨てること。

「法人が逓増定期保険を契約した場合、契約前半6割の期間は毎年の保険料の一部が損金算入されます。従って、保険に加入しなかった場合と比較し、法人税等の負担が軽減されます。例えば、<資料>の逓増定期保険を契約し、法人税等の実効税率を35%とした場合、税軽減額を考慮すると、1年目の実質年間負担保険料は(ア)と考えることができます。

仮に契約から7年経過後に解約をした場合、支払保険料累計額と解約返戻金額との比率である解約返戻率は90%ですが、実質負担保険料の累計額を基にした実質返戻率は(イ)となります。このとき、(ウ)が雑収入に計上されますが、同時に役員退職慰労金を支給するなど損金が発生すれば、結果的に法人税等の負担が軽減されます。」

<資料>

保険種類 : 逓増定期保険  
 契約日 : 平成29年7月1日  
 保険契約者 : HA社  
 被保険者 : 中井社長 (契約年齢 55歳)  
 保険金受取人 : HA社  
 保険金額 : 2億円  
 保険期間 : 75歳満了  
 保険料払込期間 : 75歳払込 (全期払い)  
 年払い保険料 : 1,000万円

[参考] 逓増定期保険の保険料の取扱い

	対象となる保険契約	前半6割の期間	備考
①	保険期間満了時の被保険者の年齢45歳超	1/2 損金算入 1/2 資産計上	②③に該当するものを除く
②	保険期間満了時の被保険者の年齢70歳超 かつ契約年齢+保険期間×2>95	1/3 損金算入 2/3 資産計上	③に該当するものを除く
③	保険期間満了時の被保険者の年齢80歳超 かつ契約年齢+保険期間×2>120	1/4 損金算入 3/4 資産計上	

<表>

(単位：万円)

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
(a) 支払保険料累計額	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000
(b) 前払保険料累計額							
(c) 損金算入累計額							
(d) 税軽減累計額							
(e) 実質負担保険料累計額							
(f) 解約返戻金額	500	1,200	2,100	3,000	4,000	5,100	6,300
(g) 解約返戻率 (f) ÷ (a)	50%	60%	70%	75%	80%	85%	90%
(h) 実質返戻率 (f) ÷ (e)							

(注1) 実質負担保険料とは、支払保険料から税軽減額を控除した金額をいう。

(注2) 問題作成の都合上、表の一部を表示していない。

- 1. (ア) 825万円 (イ) 138.4% (ウ) 6,300万円
- 2. (ア) 650万円 (イ) 109.0% (ウ) 2,800万円
- 3. (ア) 650万円 (イ) 138.4% (ウ) 6,300万円
- 4. (ア) 825万円 (イ) 109.0% (ウ) 2,800万円

(問題 29)

(設問D) HA社は従業員の退職金の財源準備方法として、下記<資料>の従業員全員加入の60歳満了養老保険(無配当)福利厚生プラン(1/2養老保険、ハーフタックスプラン)に加入している。従業員の野村さん(56歳)が平成29年6月末に退職する際に、HA社が養老保険を解約し解約返戻金390万円を受け取り、野村さんに退職金700万円を支払った場合のHA社の一連の経理処理として、正しいものはどれか。なお、保険料は15年目まで支払済みとし、保険料の未経過分に相当する返還金はないものとする。また、源泉徴収については考慮しないものとする。

<資料>

保険種類	: 養老保険(無配当)
保険契約者・満期保険金受取人	: HA社
被保険者	: 従業員全員
死亡保険金受取人	: 各被保険者の遺族
保険期間	: 各被保険者の60歳満期
保険料払込期間	: 各被保険者の60歳払込満了
保険金額	: 各被保険者500万円
野村さんに係る年払い保険料	: 250,000円

1.	借方	貸方
	現金・預金 3,900,000円	保険料積立金 3,750,000円 雑収入 150,000円
	退職金 7,000,000円	現金・預金 7,000,000円
2.	借方	貸方
	退職金 7,000,000円	保険料積立金 3,750,000円 雑収入 3,250,000円
3.	借方	貸方
	退職金 7,000,000円	保険料積立金 1,875,000円 現金・預金 5,125,000円
4.	借方	貸方
	現金・預金 3,900,000円	保険料積立金 1,875,000円 雑収入 2,025,000円
	退職金 7,000,000円	現金・預金 7,000,000円

## (問題30)

(設問E) 中井社長は、福利厚生制度の見直しだけでなく社員の自助努力も促したいと考え、CFP<sup>®</sup>認定者に個人型確定拠出年金への加入について相談した。個人型確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 従業員が個人型確定拠出年金へ加入する場合、企業型と異なり掛金を給与天引きすることはできない。
2. 個人型確定拠出年金の掛金は、年度内で回数に上限なく何度でも変更できる。
3. HA社で中小企業退職金共済制度に加入している従業員は、個人型確定拠出年金の毎月の掛金の上限は12,000円に制限される。
4. 個人型確定拠出年金は一度加入すると60歳までは現金として引き出せないが、掛金の拠出を休止することはできる。

## 問9

損害保険の制度と仕組みに関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題31)

(設問A) 平成29年1月1日に地震保険制度が改定された。平成29年1月1日現在における地震保険に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 地震保険の始期日（中途付帯または自動継続する契約を含む）が平成29年1月1日以降となる契約から、改定後の保険料や補償内容が適用される。
2. 地震保険の始期日（中途付帯または自動継続する契約を含む）が平成29年1月1日以降となる契約から、損害の程度の区分が、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の4区分に細分化された。
3. 1回の地震等による保険金の総支払限度額は、11.3兆円である。
4. 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%から50%の範囲内で設定しなければならず、建物は1億円、家財は3,000万円を限度としている。

## (問題32)

(設問B) 損害保険と法律知識に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、以下、自動車損害賠償保障法を「自賠法」という。

1. 製造物責任法（PL法）における「製造物」とは、製造または加工された動産をいい、不動産を含まない。
2. 自動車による物損事故には自賠法の規定が適用される。
3. 自動車による人身事故には自賠法の規定が優先して適用され、自賠法に規定のない事項について民法の規定が適用される。
4. 借主の過失による失火で借家を焼失させた場合、借主は所有者などの貸主に対して債務不履行による損害賠償責任を負う。



問10

損害保険の保険金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題33)

(設問A) 荒木さんは、平成29年中にマイホームとして、S Zマンションの一室を購入し、建物(専有部分)を保険の対象として火災保険を契約する予定である。荒木さんが購入する予定の戸室(建物専有部分)に係る火災保険の平成29年1月における再調達価額と時価額の簡易評価(新築費単価法)に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照することとし、新築費単価の計算に当たっては、上塗基準を使用すること。また、計算に当たっては、10万円未満を切り上げること。

[購入予定のS Zマンションの概要]	
物件	: 中古の分譲マンションの5階502号室
物件所在地	: 神奈川県横浜市
建物の構造	: 鉄筋コンクリート7階建て共同住宅
新築年月	: 平成17年1月竣工
専有面積	: 78.50m <sup>2</sup> (登記面積)

<資料1>分譲マンションの新築費単価

(単位: 万円/m<sup>2</sup>)

所在地(都道府県単位)	専有部分+共有持分	専有部分のみ		共用部分一括	
		上塗基準	壁芯基準	上塗基準	壁芯基準
東京	38.3	15.3	23.0	17.3	11.5
青森、神奈川、京都	34.5	13.8	20.7	15.5	10.4
秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、福井、山梨、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、高知、長崎	30.6	12.3	18.4	13.8	9.2
北海道、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、富山、長野、岐阜、三重、滋賀、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	26.8	10.7	16.1	12.1	8.1

※建物評価に当たっては、付属設備率、評価区分調整、基礎率は考慮しない。

※上塗基準: 界壁・構造柱・階層の本体はすべて共用部分であり、専有部分側の上塗部分だけが専有部分であるとする基準

壁芯基準: 界壁・階層の中央部分(壁芯および床の中心線)までの専有部分側は自分の専有部分であるとする基準

## &lt;資料2&gt;残価率

構造	木造	鉄骨造	コンクリート造
経過年 \ 減価率	2.0%	1.5%	1.0%
1	98.0%	98.5%	99.0%
2	96.0%	97.0%	98.0%
3	94.0%	95.5%	97.0%
4	92.0%	94.0%	96.0%
5	90.0%	92.5%	95.0%
6	88.0%	91.0%	94.0%
7	86.0%	89.5%	93.0%
8	84.0%	88.0%	92.0%
9	82.0%	86.5%	91.0%
10	80.0%	85.0%	90.0%
11	78.0%	83.5%	89.0%
12	76.0%	82.0%	88.0%
13	74.0%	80.5%	87.0%
14	72.0%	79.0%	86.0%
15	70.0%	77.5%	85.0%

1. 再調達価額の評価は1,090万円、時価額の評価は900万円である。
2. 再調達価額の評価は1,090万円、時価額の評価は960万円である。
3. 再調達価額の評価は1,630万円、時価額の評価は1,340万円である。
4. 再調達価額の評価は1,630万円、時価額の評価は1,440万円である。

## (問題34)

(設問B) 会社員の近藤さんは、自分と家族が自転車に乗る機会が多いため、自転車に関する補償がされる下記内容の保険を契約している。この保険の補償内容に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

## [近藤さんの契約内容]

保険種類 : 自転車向け保険

使用する約款 : 個人総合傷害保険 (交通傷害型) 家族型

保険契約者 : 近藤さん

被保険者 : 近藤さん、妻、長女、近藤さんの父 (いずれも同居しており、責任無能力者はいない)

死亡・後遺障害保険金額 : 1,000万円

入院保険金日額 : 8,000円

通院保険金日額 : 5,000円

日常生活賠償特約 : 支払限度額 1事故につき1億円

※その他の特約は付帯されていない。

<資料1>

[個人総合傷害保険（交通傷害型）普通保険約款（抜粋）]

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者がその身体に被った次のいずれかに該当する傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害
- ④ 被保険者が交通乗用具（注）の火災によって被った傷害

(2) 当社は、(1)の保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて、保険金を支払います。ただし、死亡保険金および後遺障害保険金については死亡・後遺障害保険金額、手術保険金については入院保険金日額が保険証券に記載された場合に保険金を支払います。

(3) 当社は、傷害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限り、保険金を支払います。

(注) 交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	軌道上を走行する陸上の乗用具	軌道を有しない陸上の乗用具	空の乗用具	水上の乗用具	その他の乗用具
交通乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト	自動車、スノーモービル、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジェットプロペラン）	船舶（ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート）	エレベーター、エスカレーター、動く歩道

第2条（被保険者）

(1) この約款における被保険者は、次の者とします。

被保険者の型	① 本人型	② 夫婦型	③ 配偶者対象外型	④ 家族型
被保険者	本人	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人の配偶者	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人と同居の親族 ウ. 本人と別居の未婚の子	次のいずれかに該当する者 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者と同居の親族 エ. 本人またはその配偶者と別居の未婚の子

以下一省略一

## &lt;資料2&gt;

## [日常生活賠償特約（抜粋）]

## 第1条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約の保険金額が記載されている場合に付帯されます。

## 第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）による他人の身体の障害または他人の財物の破損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、日常生活賠償保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（2）当社は、（1）に規定する事故が発生した時が保険期間中であつた場合に限り、日常生活賠償保険金を支払います。

（注）日常生活：住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

## 第3条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含みません。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者と同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者と別居の未婚の子

（2）～（3）－省略－

以下－省略－

1. 近藤さんの妻が、横断歩道で自転車を押しながら歩行していたところ、左折してきた貨物自動車にひかれて死亡した場合、死亡保険金の支払い対象となる。
2. 近藤さんの父が、自転車に搭乗し車道を走行していたところ、誤って転倒しケガを負って入院した場合、入院保険金の支払い対象となる。
3. 近藤さんの長女が、海外旅行先で自転車に搭乗中、誤って他人に衝突しケガを負わせ法律上の賠償責任を負った場合、日常生活賠償特約の保険金の支払い対象となる。
4. 近藤さんが、住んでいる家の2階のベランダから誤って植木鉢を落としてしまい、隣家の外壁が破損して法律上の賠償責任を負った場合、日常生活賠償特約の保険金の支払い対象となる。

(問題35)

(設問C) 村瀬さんは、自家用自動車を運転中に誤って走行中の相手車両と衝突して死亡した。下記<条件>に基づき、村瀬さんの自動車保険から支払われる人身傷害保険金の額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

<条件>

[村瀬さんの自動車保険の契約内容]

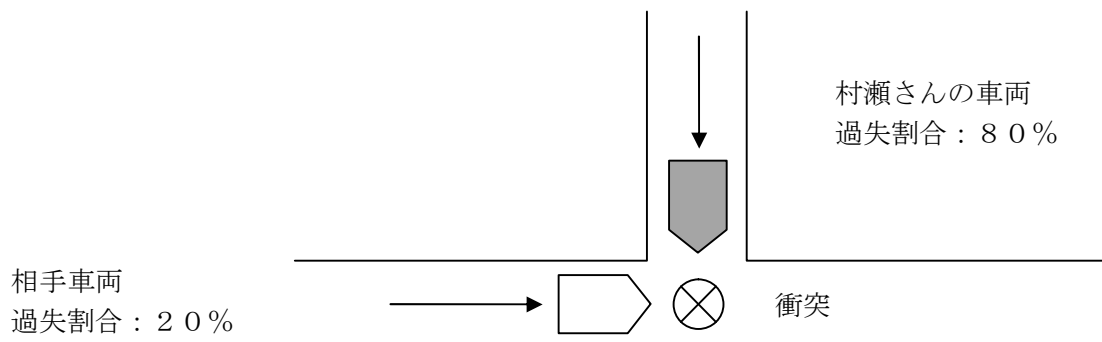
保険契約者・記名被保険者・車両所有者：村瀬さん  
 対人賠償責任保険金額：無制限  
 対物賠償責任保険金額：無制限（免責金額：5万円）  
 人身傷害保険金額：5,000万円  
 ※他の特約は付帯されていない。

[その他]

- ・ 事故状況は<資料1>のとおり。
- ・ 村瀬さんの損害額および過失割合は確定済み。
- ・ 相手との示談交渉はまとまっておらず、損害額の全額を人身傷害保険に請求する。

<資料1>

[事故状況]



[村瀬さんの損害額]

死亡による損害：7,500万円  
 ※人身傷害条項損害額基準により算出された金額である。  
 後遺障害・傷害による損害：なし  
 損害防止費用および権利保全行使費用：なし  
 ※人身傷害条項第6条に該当する費用である。

[その他回収金など]

相手車両の自動車損害賠償責任保険からの保険金：3,000万円  
 相手から損害賠償金の一部として取得した金額：0円  
 労働者災害補償制度からの給付金：0円  
 ※その他の保険・共済等には加入しておらず、保険金・給付金等も受け取っていない。

<資料2>

[自動車保険普通保険約款 (抜粋)]

人身傷害条項

第1条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、日本国内において、次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ること（以下この条項において「人身傷害事故」といいます。）によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（この損害の額は第5条 [損害の額の決定] に定める損害の額をいいます。以下この条項において同様とします。）に対して、この条項および基本条項に従い、人身傷害保険金を支払います。

- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
- ② ご契約のお車の運行中の次の事故
  - ア. 飛来中または落下中の他物との衝突
  - イ. 火災または爆発
  - ウ. ご契約のお車の落下

第2条～第3条—省略—

第4条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 1回の人身傷害事故につき当社の支払う人身傷害保険金の額は、被保険者1名につき、次表に定める区分に従い、同表に定める計算式により算出される額とし、その額は人身傷害保険金額を限度とします。

賠償義務者の有無	人身傷害保険金の請求方法による区分	適用する計算式
賠償義務者がいない場合	—	本条(2)の計算式
賠償義務者がある場合	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定する前に、第5条 [損害の額の決定] (1)の規定により、損害の額の全額を請求したとき。	本条(2)の計算式
	以下—省略—	以下—省略—

(2) 本条(1)の表中にある「本条(2)の計算式」とは、以下に定める計算式をいいます。

$$\boxed{\text{人身傷害}} \quad \boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{第5条(1)の規定により}} \quad \boxed{\text{決定される損害の額}} + \boxed{\text{第6条 [費用]}} \quad \boxed{\text{の費用}} - \boxed{\text{次の①から}} \quad \boxed{\text{⑥までの合計額}}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
- ② 第1条 [保険金をお支払いする場合] の損害について賠償義務者がある場合は、賠償義務者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対人賠償保険等によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。以下この条において同様とします。）
- ⑤ 第5条(1)の規定により決定される損害の額および第6条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑥ 上記①から⑤までのほか、第1条の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。以下この条において同様とします。）

(3) ー省略ー

第5条 [損害の額の決定]

(1) 当社が人身傷害保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次の①から③のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ定める人身傷害条項損害額基準により算定された金額の合計額とします。

ただし、賠償義務者がある場合において、その区分ごとに算定された額が自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。以下この(1)において同様とします。）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

- ① 傷害 治療が必要と認められる場合
- ② 後遺障害 後遺障害が生じた場合
- ③ 死亡 死亡した場合

(2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、本条(1)によるほか、次の算式によって算出される金額のみを、当社が人身傷害保険金を支払うべき損害の額として、請求することができます。

損害の額	＝	本条(1)の各区分ごとに算定された金額の合計額	－	賠償義務者が保険金請求権者に対して法律上の損害賠償責任を負担するものと認められる部分
------	---	-------------------------	---	--

(3) 本条(2)の「賠償義務者が保険金請求権者に対して法律上の損害賠償責任を負担するものと認められる部分」とは、本条(1)の各区分ごとに算定された金額に対し、次の手続に基づいて決定した賠償義務者の責任割合を乗じた額（この額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。）の合計額をいいます。

- ① 当社と保険金請求権者との間の協議
- ② 上記①が成立しない場合は、当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

(4) ～ (5) ー省略ー

第6条 [費用]

保険契約者または被保険者が支出した損害防止費用および権利保全行使費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

以下ー省略ー

- 1. 1,500万円
- 2. 3,000万円
- 3. 4,500万円
- 4. 5,000万円

## (問題36)

(設問D) 五十嵐さんは、下記の国内旅行傷害保険を契約している。下記<条件>に基づき支払われる国内旅行傷害保険の保険金の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記<資料1><資料2>を参照すること。

## &lt;条件&gt;

## [契約内容]

死亡・後遺障害保険金額：1,000万円  
 入院保険金日額：10,000円  
 手術保険金額：入院保険金日額の5倍・10倍  
 通院保険金日額：5,000円  
 携行品損害保険金額：30万円（免責金額3,000円）  
 ※他の特約は付帯されていない。

## [事故状況]

五十嵐さんは、国内旅行中に観光地の階段で転倒しケガをしたため、事故当日に最寄りのSA病院で診察を受けた。診察の結果、入院が必要となったため、その日のうちに一旦帰宅し、同日から15日間自宅近くのSZ病院に入院した。また、転倒した際に持っていたビデオカメラを破損し、38,000円の修理費がかかった。

※いずれも確定した損害額および日数である。

※入院時に手術は行われていない。また、退院後の通院もしていない。

## &lt;資料1&gt;

## [傷害保険普通保険約款および国内旅行傷害保険特約（抜粋）]

## 第1章 補償条項

## 第1条 [保険金を支払う場合]

(1) 当社は、被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故（注1）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金（注2）を支払います。

（注1）以下「事故」といいます。

（注2）死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。

(2) 一省略一

(3) 当社は、本条（1）の保険金のうち、保険証券に保険金額または保険金日額が記載されたものについて支払います。

第2条～第5条一省略一

## 第6条 [入院保険金および手術保険金の計算]

(1) 当社は、被保険者が第1条 [保険金を支払う場合]（1）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。



$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数 (注)}}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2)～(4)－省略－

第7条 [通院保険金の計算]

(1) 当社は、被保険者が第1条 [保険金を支払う場合] (1) の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数 (注)}}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2)－省略－

(3) 当社は、本条(1)の規定にかかわらず、第6条 [入院保険金および手術保険金の計算] の入院保険金を支払うべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

以下－省略－

<資料2>

[携行品損害補償特約 (国内旅行特約用) 抜粋]

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 [保険の対象およびその範囲]

(1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行している身の回り品とします。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①から⑧までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 株券、手形、定期券、その他の有価証券 (注1)、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 預金証書または貯金証書 (注2)、クレジットカードその他これらに類する物
- ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物
- ④ 船舶 (注3)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ⑤ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物および植物
- ⑧ その他下欄に記載された物

$\boxed{\text{保険証券に保険の対象に含まない旨記載された物}}$

(注1) 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券（以下「乗車券等」といいます。）ならびに通貨および小切手については、保険の対象に含まれます。

(注2) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

(注3) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

### 第3条 [保険金を支払う場合]

(1) 当社は、旅行行程中に日本国内において偶然な事故によって保険の対象について発生した損害に対して、この特約、傷害保険普通保険約款および国内旅行傷害保険特約の規定に従い保険金を支払います。

(2) ー省略ー

### 第4条 ー省略ー

### 第5条 [損害の額の決定]

(1) 当社が保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

(2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合においては、修理費をもって損害の額とします。

(3) ～ (7) ー省略ー

### 第6条 [支払保険金の計算]

当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の支払額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

以下 ー省略ー

1. 185,000円
2. 188,000円
3. 190,000円
4. 193,000円

## 問 1 1

戸建て住宅（持ち家）に住んでいる長谷川さんが契約している損害保険に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [家族構成]

長谷川さん (60歳) : 会社員  
 妻 (55歳) : 専業主婦 (長谷川さんと同居・同一生計)  
 長男 (27歳) : 会社員 (両親と別居・別生計・未婚)  
 長女 (21歳) : 大学生 (両親と別居・同一生計・未婚)  
 長谷川さんの母 (85歳) : 無職 (長谷川さんと同居・同一生計)

## [長谷川さんが契約している損害保険の内容]

## &lt;契約①&gt;

保険種類 : 住宅総合保険  
 保険契約者＝被保険者 : 長谷川さん  
 保険期間 : 平成15年8月1日から25年間  
 保険の目的 : 木造瓦葺2階建て専用住宅1棟  
 保険金額 : 2,000万円

## &lt;契約②&gt;

保険種類 : 自動車保険  
 保険契約者＝記名被保険者 : 長谷川さん  
 保険期間 : 平成29年4月5日から1年間  
 被保険自動車 : 自家用小型乗用車・所有者は長谷川さん  
 保険金額 : 対人賠償責任保険 無制限 (1名につき)  
           対物賠償責任保険 無制限 (1事故につき)  
           人身傷害補償保険 5,000万円 (1名につき)  
           一般車両保険 150万円  
 特約 : 運転者年齢条件特約 (21歳以上補償)

## &lt;契約③&gt;

保険種類 : 介護費用保険  
 保険契約者 : 長谷川さん  
 被保険者 : 長谷川さんの母  
 保険期間 : 平成4年9月1日から終身  
 保険金額 : 医療費用・介護施設費用保険金 (月額) 10万円  
           介護諸費用保険金 (月額) 20万円  
           臨時費用保険金額 200万円  
 特約 : なし

**(問題 37)**

(設問A) 長谷川さんが契約している住宅総合保険の補償内容に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 地震による火災で長谷川さんの住宅が全焼した場合、地震火災費用保険金の支払い対象となる。
2. 地震でガス管が破損し発生した火災で、長谷川さんの住宅が焼失した場合、火災による損害保険金の支払い対象となる。
3. 台風による大雨で川が増水して長谷川さんの住宅が床上浸水した場合、補償の対象となる。
4. 竜巻により長谷川さんの住宅が倒壊した場合、補償の対象となる。

**(問題 38)**

(設問B) CFP<sup>®</sup>認定者は、長谷川さんから自動車保険に関する新たなアドバイスを求められた。自動車保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. テレマティクス保険とは、テレマティクス（自動車などの移動体通信システムによる情報サービス）を利用して走行距離や運転特性（運転速度やハンドリングなど）などの運転情報を取得・分析し、その情報を基に保険料を算定する自動車保険である。
2. テレマティクス保険では、一般に走行距離が短かったり、運転特性が安全運転であると評価されれば保険料は安くなる傾向がある。
3. 車両新価特約は、新車価格相当額を限度として、全損となった場合に限り車両保険金が支払われる。
4. 車両新価特約を付加できる車両には、自動車の初度登録（検査）年月から起算して保険会社の定める一定期間以内の自動車である等の制約がある。

**(問題 39)**

(設問C) 長谷川さんが契約している介護費用保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 長谷川さんの母が寝たきりまたは認知症により所定の要介護状態となり、一定期間を超えてその状態が継続した場合、補償の対象となる。
2. この保険の補償期間は終身であり、要介護状態が継続する限り補償の対象となる。
3. 長谷川さんの母が所定の要介護状態となり、在宅で介護を受けている場合は、介護諸費用保険金の補償の対象とならない。
4. 長谷川さんが、母親の介護のために仕事を休んだことにより所得が減少した損害は、補償の対象とならない。

## 問 1 2

CFP<sup>®</sup>認定者は、食料品製造業である株式会社TS社（以下「TS社」という）についてのリスクマネジメントと、関連する各種損害保険についてのアドバイスを求められました。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## [TS社の概要]

事業内容：食料品製造業

資本金：1億円

従業員：200名（うちパートタイマー・アルバイト従業員100名）

所有建物：本社ビル（鉄筋コンクリート造500m<sup>2</sup>）

製造工場（鉄骨造3,000m<sup>2</sup>）

## (問題40)

(設問A) 火災保険の拡張危険担保特約は、個々の法人契約者のニーズに対応するため、保険約款の担保範囲を拡張する特約の総称である。TS社が契約を検討している法人向け火災保険の拡張危険担保特約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 電氣的・機械的事故担保特約は、過電流などの電気の作用、または機械の焼付け等によって保険の目的に生じた損害に対して保険金が支払われる。
2. 地震危険担保特約は、家計地震保険と同様に建物の構造と所在地により保険料が算出されるため、すべての保険会社の保険料が同一である。
3. 風災および雹（ひょう）災危険担保特約は、台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災または雹災によって被る損害を補償する。
4. 水災危険担保特約は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって被る損害を補償する。

**(問題 4 1)**

(設問B) T S社が契約を検討している労働災害総合保険(法定外補償条項、使用者賠償責任条項)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「政府労災保険」とは労働者災害補償保険のことである。

1. 労働災害総合保険(法定外補償条項)は、パートタイマーやアルバイト従業員を被用者から除外して契約することはできない。
2. T S社の代表取締役は、政府労災保険に特別加入していれば労働災害総合保険(法定外補償条項)に加入することができるが、従業員とともに加入しなければならない。
3. 労働災害総合保険(法定外補償条項)の保険金額の設定方法には、定額方式と定率方式がある。
4. 労働災害総合保険(使用者賠償責任条項)では、T S社が法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金が、政府労災保険などの支給額と法定外補償額を合計した金額を超える場合、その超過額が補償される。

**(問題 4 2)**

(設問C) T S社が契約を検討している会社役員賠償責任保険(株主代表訴訟担保特約付き)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、他の特約は付帯しないものとする。

1. T S社の役員が行った犯罪行為に起因して損害賠償請求を提訴された場合、補償の対象となる。
2. T S社の役員が行った業務に起因して、株主から会社に対して損害賠償請求が提訴された場合、補償の対象となる。
3. T S社の役員が従業員から提訴された損害賠償請求により被る損害は、補償の対象となる。
4. 上場企業を対象とする保険であるため、非上場企業は契約することができない。

**(問題 4 3)**

(設問D) T S社が契約を検討している個人情報漏えい保険(個人情報漏えい費用損害補償特約付き)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、他の特約は付帯しないものとする。

1. 補償の対象となる個人情報には、T S社の従業員(パートタイマーおよびアルバイト従業員を含む)の個人情報も含まれる。
2. サイバーテロやハッキング等の外部からの不正アクセスによって生じた個人情報の漏えいは、補償の対象となる。
3. 個人情報の管理を委託した外部業者における個人情報の漏えいは、補償の対象となる。
4. セキュリティを強化するため、ネットワークを構成するサーバー機器を交換する費用は、補償の対象となる。

## 問13

100円ショップを営む株式会社MT社（同族会社ではない。以下「MT社」という）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、MT社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

## [契約①]

保険種類 : 積立普通傷害保険

保険契約者 : MT社

被保険者 : MT社の全従業員（40名）

保険金額等（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

: 死亡・後遺障害保険金額 1,500万円

入院保険金日額 4,000円

通院保険金日額 2,500円

満期返戻金 100万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

: 一時払い保険料 101万円

積立特約保険料 95万円

平準積立保険料 94万円

死亡保険金受取人 : 被保険者の法定相続人

保険期間 : 平成29年1月1日から5年間

## [契約②]

保険種類 : 介護費用保険

保険契約者 : MT社

被保険者 : 役員のみ（6名）

保険金受取人 : 被保険者

年払い保険料 : 60万円（被保険者6名分）

保険始期 : 平成18年4月1日

※現在、被保険者は全員60歳未満である。

## [契約③]

保険種類 : 火災保険

保険契約者 : MT社

保険の目的 : MT社所有の店舗建物（帳簿価額3,000万円）

保険金額 : 8,000万円

保険期間 : 平成28年10月1日から1年間

## (問題44)

(設問A) 平成28年度末(平成29年3月31日)におけるMT社の契約している積立普通傷害保険(40名分)の保険料支払いに係る経理処理(税務処理)として、正しいものはどれか。なお、これまでに死亡・後遺障害保険金の支払いはないものとする。

1.	借方	貸方
	積立保険料 38,000,000円	現金・預金 40,400,000円
	前払保険料 2,300,000円	
	福利厚生費 100,000円	
2.	借方	貸方
	積立保険料 38,000,000円	現金・預金 40,400,000円
	福利厚生費 2,400,000円	
3.	借方	貸方
	積立保険料 37,600,000円	現金・預金 40,400,000円
	前払保険料 2,800,000円	
4.	借方	貸方
	積立保険料 37,600,000円	現金・預金 40,400,000円
	前払保険料 2,660,000円	
	福利厚生費 140,000円	

## (問題45)

(設問B) MT社の契約している積立普通傷害保険(40名分)が満期を迎え、MT社が満期返戻金を受け取った際の経理処理(税務処理)として、正しいものはどれか。なお、満期時までに死亡・後遺障害保険金の支払いはないものとする。また、満期時における契約者配当金はないものとする。

1.	借方	貸方
	現金・預金 40,000,000円	積立保険料 38,000,000円
		雑収入 2,000,000円
2.	借方	貸方
	現金・預金 40,000,000円	積立保険料 37,600,000円
		雑収入 2,400,000円
3.	借方	貸方
	現金・預金 40,000,000円	積立保険料 38,000,000円
		前払保険料 2,000,000円
4.	借方	貸方
	現金・預金 40,000,000円	積立保険料 37,600,000円
		前払保険料 2,400,000円



(問題46)

(設問C) 平成28年度末(平成29年3月31日)におけるMT社が契約している介護費用保険の保険料支払いに係る経理処理(税務処理)として、正しいものはどれか。

1.	借方		貸方
	福利厚生費	600,000円	現金・預金
			600,000円
2.	借方		貸方
	福利厚生費	300,000円	現金・預金
	役員報酬	300,000円	600,000円
3.	借方		貸方
	福利厚生費	300,000円	現金・預金
	前払費用	300,000円	600,000円
4.	借方		貸方
	役員報酬	600,000円	現金・預金
			600,000円

(問題47)

(設問D) MT社が火災保険を契約している店舗建物が平成28年11月に火災により全焼し、火災保険金として8,000万円が支払われた。MT社は、この保険金を使って3ヵ月後に新たな店舗(代替資産)を5,000万円で取得した。MT社が新店舗について圧縮限度額まで圧縮記帳の適用を受けた場合、滅失により支出した経費を500万円とすると、再取得建物の帳簿価額として、正しいものはどれか。

- 1. 2,000万円
- 2. 2,600万円
- 3. 3,000万円
- 4. 4,500万円





## [契約⑤]

保険種類 : 所得補償保険  
 保険契約者＝保険料負担者 : 青山さん  
 被保険者 : 青山さん  
 保険期間 : 平成28年4月1日から1年間  
 年間保険料（一時払い） : 30,000円

## ＜所得税の生命保険料控除の控除額の速算表＞

(1) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2+12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4+25,000円
100,000円 超		50,000円

(2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2+10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4+20,000円
80,000円 超		40,000円

## ＜所得税の地震保険料控除の控除額の速算表＞

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2) 旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額÷2+5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2) 両方がある場合		(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高5万円）

1. 39,000円
2. 43,000円
3. 53,000円
4. 90,000円

(問題 49)

(設問B) 賃貸アパートを経営する個人事業主の谷口さんは、下記<資料>に記載されている保険契約を損害保険会社と締結し、保険料を支払った。谷口さんの平成28年分の所得税の計算上、下記<資料>に記載されている保険契約の保険料のうち、必要経費に算入できる最大金額として、最も適切なものはどれか。なお、下記<資料>のほかに保険契約はないものとする。また、賃貸アパートの居室はすべて賃借人に貸し出しており、谷口さんとその家族は当該アパートには居住していない。

<資料>

保険種類	: 火災保険		
保険契約者=保険料負担者	: 谷口さん		
保険の対象	: 谷口さんの所有する賃貸アパート		
保険期間	: 火災保険	平成28年4月1日から5年間	
	: 地震保険	平成28年4月1日から5年間	
保険料	: 火災保険 (一時払い)	1,500,000円	
	: 地震保険 (一時払い)	1,800,000円	

1. 225,000円
2. 270,000円
3. 495,000円
4. 3,300,000円

(問題 50)

(設問C) 災害減免法と雑損控除の適用に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、納税者は個人または個人事業主であるものとする。

1. 事業用固定資産や別荘に対する火災による損害については、災害減免法と雑損控除のいずれも適用されることはない。
2. 日常生活に必要な家財に対する盗難による損害については、災害減免法と雑損控除のいずれも適用されることはない。
3. 損害を受けた本人の年間合計所得金額が1,000万円を超える場合、災害減免法と雑損控除のいずれも適用されることはない。
4. 納税者本人と同一生計の配偶者や親族が所有する資産に対する損害については、配偶者や親族の所得金額にかかわらず、災害減免法と雑損控除のいずれも適用されることはない。